

# 小山市屋外広告物 デザインの手引き

栃木県

小山市

## 目次

- 01 広告景観について
- 02 屋外広告物の設置にあたって
- 03 屋外広告物の種類
- 04 広告景観誘導地域
- 05 屋外広告物の設置に関する基本的ルール
- 05 屋外広告物の種類毎のデザイン指針
- 06 屋外広告物デザイン指針一覧表
- 08 種類別デザイン指針
  - 08 I-1. 野立広告板、I-2. 敷地内広告板、II-1. 野立広告塔、II-2. 敷地内広告塔、III. 壁面突出広告物
  - 10 I-3. 屋上広告板、II-3. 屋上広告塔、IV. 壁面広告物
- 12 屋外広告物推奨色 — マンセル色彩表(10色相)

## 広告景観について

小山市には、水と緑と大地の豊かで美しい景観、誇れる歴史・文化に培われた風格ある景観があります。また、人々が暮らす住宅地、小山駅を中心とした商業地、重要な産業基盤でもある工業団地、さらに、緑豊かな農村地域などのそれぞれの地域においては、人々の多様な営みから醸成されてきた地域特有の愛着ある景観を呈しています。

屋外広告物は、現代においては、企業等の広告主が生活者や使用者に商品、サービス等を明確に告知して説得する重要なコミュニケーションツールとして広く用いられていますが、“アピール力”、“注目度”を重視するあまり、場合によっては景観を阻害する要因となっているものも少なくありません。

今や屋外広告物による広告景観は、まち並み景観を構成する重要な要素のひとつであり、広告景観の良し悪しは、広告主のイメージはもとより、まちの魅力や印象に大きく影響を与えるものとなっています。

したがって、屋外広告物の表示・掲出においては、自然・田園風景や住環境の保全への配慮が必要とされるとともに、商業地の賑わいの演出といったようなことも重要視されることから、周辺環境に調和した真に求められる良質な広告景観の誘導を図っていくことが重要であるといえます。

上記の考え方にに基づき、「小山市景観計画」に定められた下記の「広告物の基本方針」を踏まえ、「小山市屋外広告物デザインの手引き」を策定いたしました。

### 広告物の基本方針

- 建築物と調和し、建築デザインをひきたてるデザインとする。
- 建築物等と同様にまち並み景観を構成する要素として、  
周辺景観に寄与する質の高いデザインとする。

## 屋外広告物の設置にあたって

屋外広告物を設置する際は以下内容を確認しながら、デザインの内容を決めていきましょう。

STEP  
1

設置予定の屋外広告物の種類を確認しましょう。

STEP  
2

設置予定の屋外広告物の設置場所を確認しましょう。

STEP  
3

該当する基本的ルールを確認しましょう。

STEP  
4

デザイン方針に基づいた屋外広告物のデザインを行いましょう。



# 屋外広告物の種類

この手引書で扱う屋外広告物の種類は大きく分けて「Ⅰ. 広告板」、  
「Ⅱ. 広告塔」、「Ⅲ. 壁面突出広告物」、「Ⅳ. 壁面広告物」、及び  
「Ⅴ. 広告幕」の5種類となります。

## Ⅰ 広告板

I-1 野立広告板 I-2 敷地内広告板  
I-3 屋上広告板

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であるものをいいます。

細かくは、建築物のない区画に設置されたもの「野立広告板」、建築物のある区画に立てられたもの「敷地内広告板」、建物の屋上に設置されたもの「屋上広告板」の3つに分かれます。

## Ⅱ 広告塔

Ⅱ-1 野立広告塔 Ⅱ-2 敷地内広告塔  
Ⅱ-3 屋上広告塔

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造であるものをいいます。

細かくは、建築物のない区画に設置されたもの「野立広告塔」、建築物のある区画に立てられたもの「敷地内広告塔」、建物の屋上に設置されたもの「屋上広告塔」の3つに分かれます。

## Ⅲ 壁面突出広告物

建築物の外壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいいます。

## Ⅳ 壁面広告物

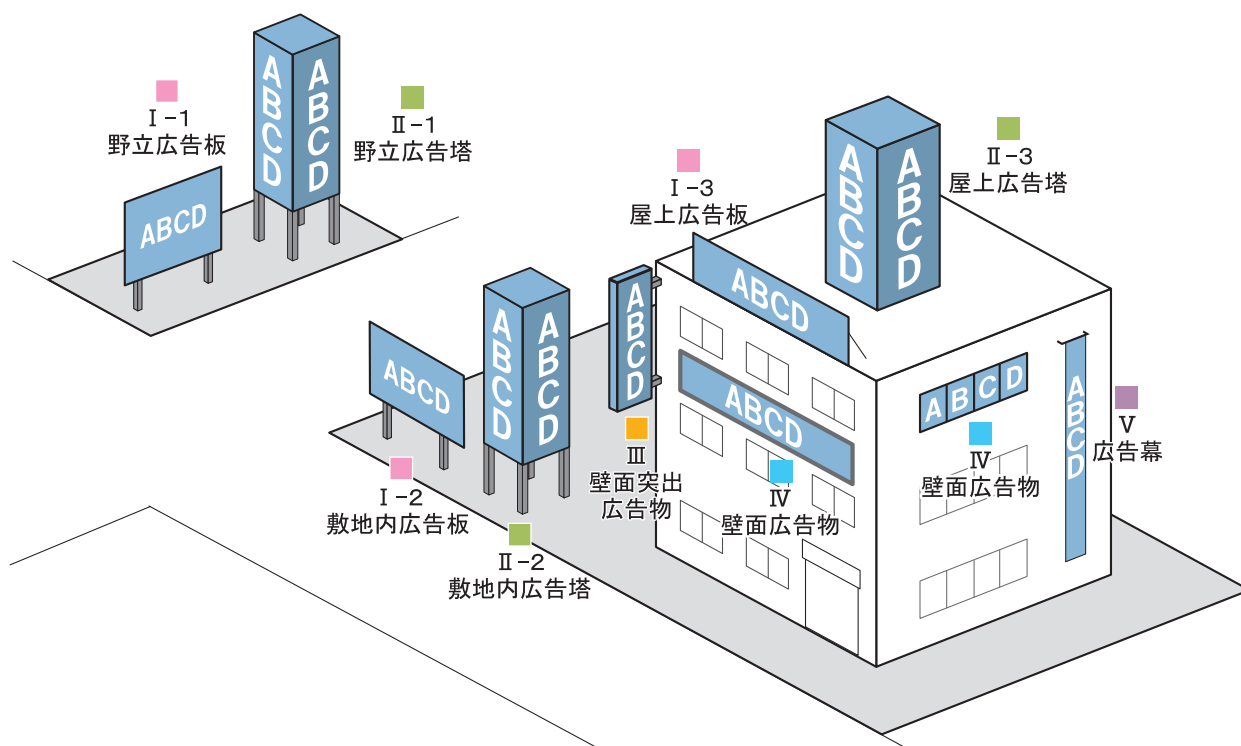
建築物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示されたものをいいます（壁面突出広告であるものを除く。）。

建築物の窓の外側に掲出されたものは壁面広告物、内側に掲出されたものは窓面広告といいます。

## Ⅴ 広告幕

木、金属、合成樹脂等の竿に布を付けたもので、針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるものをいいます。

※以上5種類に該当しない広告物については、  
小山市都市計画課までお問い合わせ下さい。  
※交通安全、災害防止等に関する広告物は、本指針の適用除外になります。



# 広告景観誘導地域

広告景観を「1. 住居専用地域」、「2. 市街地地域」、「3. 田園調和地域」、「4. 田園調和沿道地域」の4つの地域に分け、それぞれの地域の景観に合わせた屋外広告物のデザイン等の誘導を図っていきます。

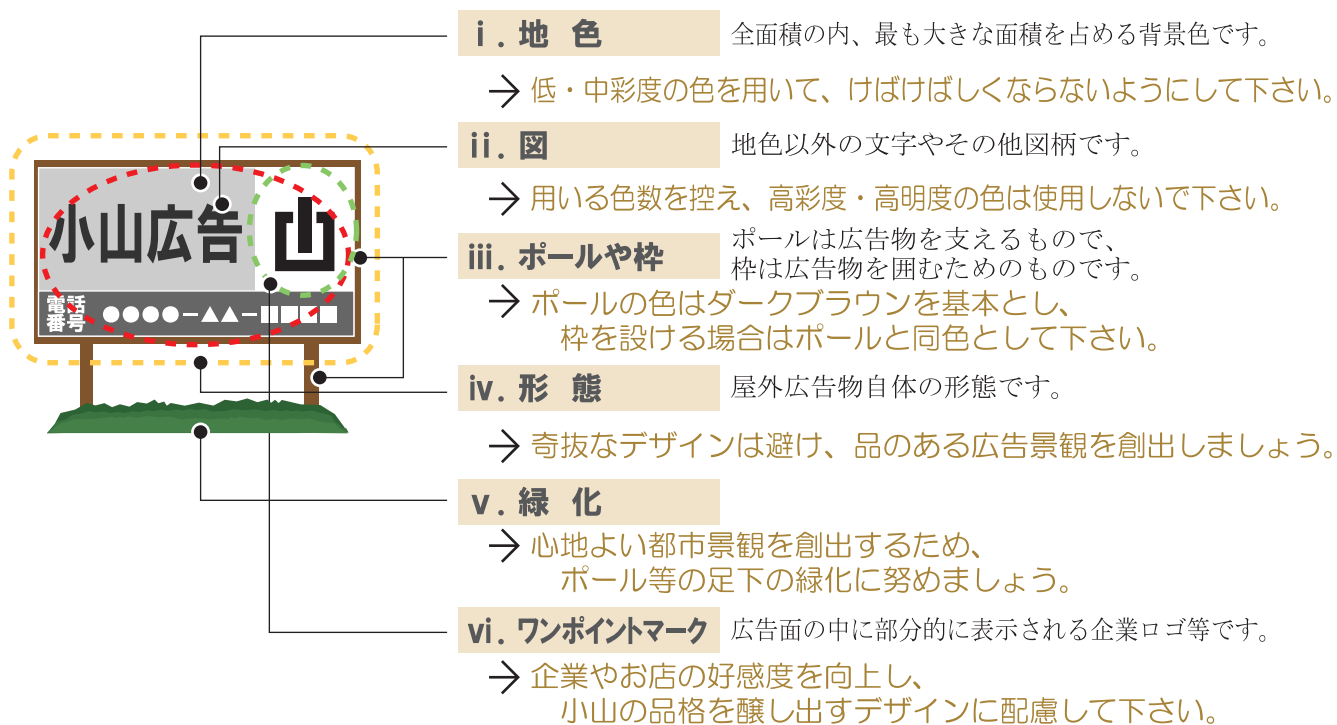
区市街化	<b>1. 住居専用地域</b>	栃木県条例の市街地形成許可地域（用途地域の住居専用地域） ①第一種低層住居専用地域    ②第一種中高層住居専用地域    ③第二種中高層住居専用地域
	<b>2. 市街地地域</b>	栃木県条例の市街地形成許可地域（住居専用地域以外の用途地域） ①第一種住居地域    ②第二種住居地域    ③近隣商業地域    ④商業地域 ⑤準工業地域    ⑥工業地域    ⑦工業専用地域
調整区域	<b>3. 田園調和地域</b>	栃木県条例の田園調和型許可地域
	<b>4. 田園調和沿道地域</b>	栃木県条例の田園調和型沿線許可地域



※詳細の区分は小山市都市計画課までお問い合わせ下さい。

## 屋外広告物の設置に関する基本的ルール

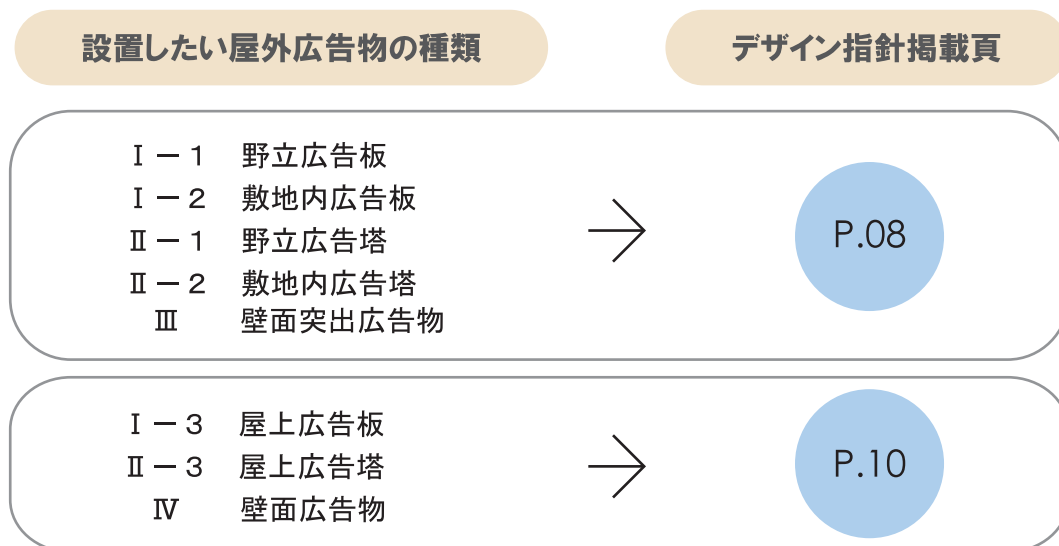
良好な広告景観を形成するため、屋外広告物の設置にあたって、色彩等に関する基本的ルールを設けています。具体的には、広告物を構成する「i. 地色」、「ii. 図」、「iii. ポールや枠」、「iv. 形態」、「v. 緑化」、及び「vi. ワンポイントマーク」の6つの要素に対しての色彩や形態についての指針を設けています。



※広告物の種類や広告景観誘導地域により、デザイン指針を設けていますので、詳細は個別に確認して下さい。

## 屋外広告物の種類毎のデザイン指針

次頁以降、屋外広告物の種類毎に具体的デザイン指針を定めていますので、設置したい屋外広告物の種類に対応したデザイン指針掲載頁をご覧ください。



※「V 広告幕」はP.07をご覧ください。

# 屋外広告物デザイン指針一覧表

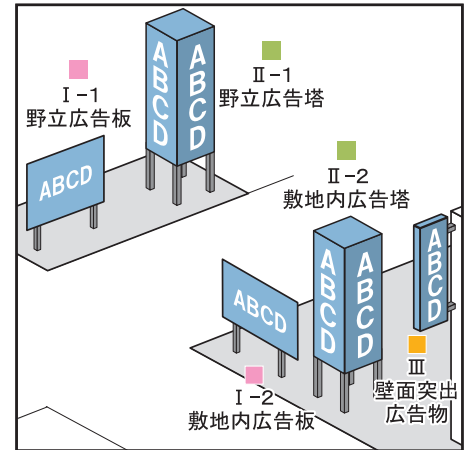
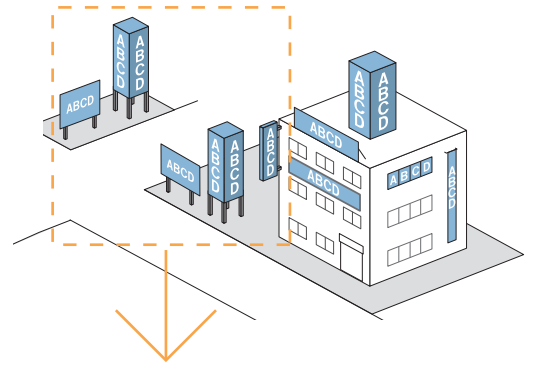
I 広告板	1. 住居専用地域	2. 市街地地域	3. 田園調和地域	4. 田園調和沿道地域
I-1 野立広告板、I-2 敷地内広告板				
地の色彩	低・中彩度		低・中彩度で周辺の景観と調和する色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
ポールや枠の色彩	ポールは出来る限り、ダークブラウン(10YR 2/1)。(但し、グレー系や白も使用可) 枠を設ける場合は、ポールと同色		原則、ダークブラウン(10YR 2/1)。(但し、田園景観に調和する低彩度、低明度の色は使用可) 枠を設ける場合は、ポールと同色	
その他		足下の緑化に努める		
I-3 屋上広告板				
地の色彩	出来る限り、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。		原則、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
形態	奇抜なデザインは避ける。			
II 広告塔				
II-1 野立広告塔 II-2 敷地内広告塔				
地の色彩	低・中彩度		低・中彩度で周辺の景観と調和する色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
ポールや枠の色彩	ポールは出来る限り、ダークブラウン(10YR 2/1)。(但し、グレー系や白も使用可) 枠を設ける場合は、ポールと同色		原則、ダークブラウン(10YR 2/1)。(但し、田園景観に調和する低彩度、低明度の色は使用可) 枠を設ける場合は、ポールと同色	
その他		足下の緑化に努める		
II-3 屋上広告塔				
地の色彩	出来る限り、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。		原則、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
形態	奇抜なデザインは避ける。			

III 壁面突出広告物	1. 住居専用地域	2. 市街地地域	3. 田園調和地域	4. 田園調和沿道地域
地の色彩	低・中彩度		低・中彩度で周辺の景観と調和する色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
枠等の色彩	出来る限り、ダークブラウン(10YR 2/1)。 (但し、グレー系や白も使用可)		原則、ダークブラウン(10YR 2/1)。 (但し、グレー系や白も使用可)	
その他	一つの建築物に複数あるいは連続して設置する場合は形態・色調を調和させる。			
IV 壁面広告物	出来る限り、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。		原則、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。	
地の色彩(*2)	出来る限り、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。		原則、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。	
図の色数(*2)	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩(*2)	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。 地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
その他	出来る限り小面積で、 シンプルな形態。	景観に調和しつつ店舗等の個性を表現する デザインに配慮する。	周辺の景観との調和を重視する。	
	窓面広告の掲出は出来る限り避け、やむを得ず掲出する場合は、切り抜き文字を使用するなど景観、デザイン上の配慮をする。	窓面広告を掲載する場合は、切り抜き文字を使用するなど景観、デザイン上の配慮をする。	窓面広告は原則、掲出しない。	
V 広告幕	原則、掲出しない。		掲出しない。	
地の色彩	原則、掲出しない。		掲出しない。	
その他		低・中彩度、低明度。 (※グレー地は使用可)		
		複数設置する場合は、相互の色調を調和させる。		

\*1：広告面の中に表示する企業ロゴ等ワンポイントマークは除く  
\*2：板等を用いる場合

# 種類別デザイン指針

- I-1. 野立広告板、I-2. 敷地内広告板、
- II-1. 野立広告塔、II-2. 敷地内広告塔
- III. 壁面突出広告物



## デザインの基本的考え方

- 調和や落ち着いた色のある景観形成のため、地色の色づかいに配慮し、小山市全体で調和のとれた広告景観の創出を図りましょう。
- 特に、田園地域においては、豊かな田園景観との調和に配慮した色づかいとしましょう。
- 看板を支持するポールや看板枠の色彩は、落ち着いた色を採用しましょう。
- 企業や店舗のイメージアップにつながるよう、品のあつ色づかいに心掛けましょう。
- 心地よい都市景観を形成するため、看板の足下の緑化に努めましょう。

## 広告景観誘導地域別デザイン指針概要一覧

	1. 住居専用地域	2. 市街地地域	3. 田園調和地域	4. 田園調和沿道地域
地の色彩	低・中彩度。		低・中彩度で周辺の景観と調和する色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
ポールや枠の色彩	ポールは出来る限り、ダークブラウン(10YR 2/1)。(但し、グレー系や白も使用可) 枠を設ける場合は、ポールと同色		原則、ダークブラウン(10YR 2/1)。(但し、田園景観に調和する低彩度、低明度の色は使用可) 枠を設ける場合は、ポールと同色	
その他	I-1. 野立広告板、I-2. 敷地内広告板、II-1. 野立広告塔、II-2. 敷地内広告塔のみ 足下の緑化に努める		I-1. 野立広告板、I-2. 敷地内広告板、II-1. 野立広告塔、II-2. 敷地内広告塔のみ	
	III. 壁面突出広告物のみ 一つの建築物に複数あるいは連続して設置する場合は形態・色調を調和させる。			

\*1 : 広告面の中に表示する企業ロゴ等ワンポイントマークは除く

## ■ 指針に基づく改善シミュレーション

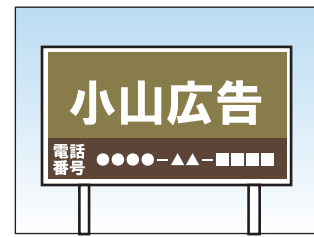
**地** 色彩は低・中彩度としましょう。



色彩が高彩度



色彩を中彩度にした例



色彩を低彩度にした例



色数はそれぞれの地域の限定数にし、かつ、色彩は低・中彩度です。  
地の色が低彩度、低明度の場合は文字色は白色にしましょう。  
(但し、企業ロゴ等部分的に表示されるワンポイントマークは除きます)



色数：5色

色彩：■ ■ ■ ■ ■

色数を多用し、かつ、色彩も明  
度が高く、彩度も高い



色数：3色

色彩：■ □ ■

色数を3色に減らし、かつ、色  
彩も低彩度で低明度にした例



色数：2色

色彩：■ □

色数を2色に減らし、かつ、色  
彩も低彩度で低明度にした例

**ポールや枠** 色彩はダークブラウン（10YR 2/1）にしましょう。枠はポールと同色です。



ポールの色彩が青色



ポールの色彩をダークブラウン  
に変えた例



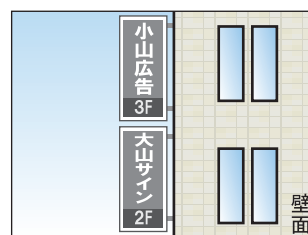
枠をポールの色彩に合わせた例

**その他**

足下の緑化に努めましょう。壁面突出広告物は形態・色調を調和させましょう。



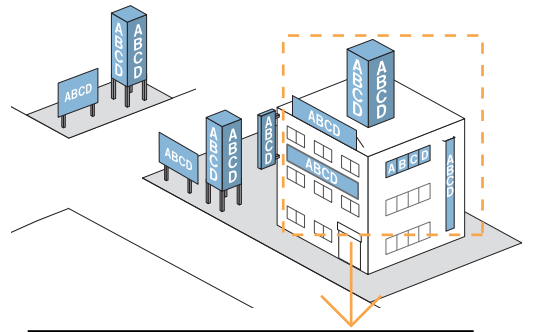
足下を緑化した例



連続した壁面突出広告物の  
形態・色調を調和させた例

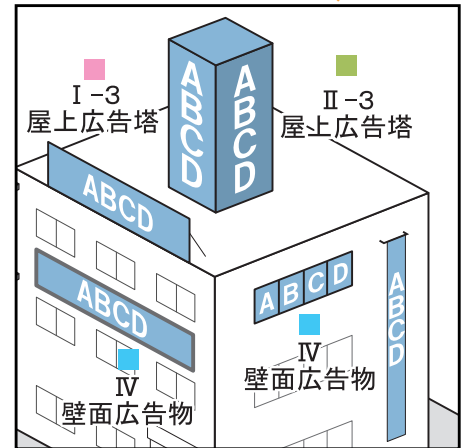
# 種別別デザイン指針

## I-3. 屋上広告板、II-3. 屋上広告塔、IV. 壁面広告物



### ■ デザインの基本的考え方

- 建築物の壁面の色彩との調和に配慮し、建築デザインをひきたてる広告景観の創出を図りましょう。  
特に、田園地域においては、豊かな田園景観との調和に配慮した色づかいとしましょう。
- 企業や店舗のイメージアップにつながるよう、品のある色づかいに心掛けましょう。
- 出来る限り高さや表示面積を抑え、また、シンプルな形態とするなどすっきりとした広告景観を創出を図りましょう。
- 窓面広告の掲出は、防災上の観点からも出来る限り避けましょう。



### ■ 広告景観誘導地域別デザイン指針概要一覧

	1. 住居専用地域	2. 市街地地域	3. 田園調和地域	4. 田園調和沿道地域
地の色彩	出来る限り、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。		原則、低・中彩度で建物の外壁と同じ色調。	
図の色数	2色以下。 (*1)	3色以下。 (*1)	2色以下。 (*1)	
図の色彩	出来る限り、高彩度、高明度は使用しない。地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白		原則、低・中彩度。地色が低彩度、低明度の場合は、文字色は白	
その他	I-3. 屋上広告板、II-3. 屋上広告塔のみ			
	奇抜なデザインは避ける。			
	IV. 壁面広告物のみ			
	出来る限り小面積で、シンプルな形態	景観に調和しつつ店舗等の個性を表現するデザインに配慮する。	周辺の景観との調和を重視する。	
窓面広告の掲出は出来る限り避け、やむを得ず掲出する場合は、切り抜き文字を使用するなど景観、デザイン上の配慮をする。	窓面広告は掲載する場合は、切り抜き文字を使用するなど景観、デザイン上の配慮をする。	窓面広告は原則、掲出しない。		

\*1: 広告面の中に表示する企業ロゴ等ワンポイントマークは除く



## 指針に基づく改善シミュレーション

### 地

色彩は低・中彩度で建物の外壁と同じ色調としましょう。



色彩が高彩度



地の色彩を低彩度にした例



色彩を外壁と同じ色調にした例

### 図

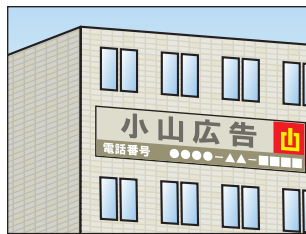
色数はそれぞれの地域の限定数にし、かつ、色彩は低・中彩度です。  
地の色が低彩度、低明度の場合は文字色は白色にしましょう。  
(但し、企業ロゴ等部分的に表示されるワンポイントマークは除きます)



色数：5色

色彩：■ ■ ■ ■ ■

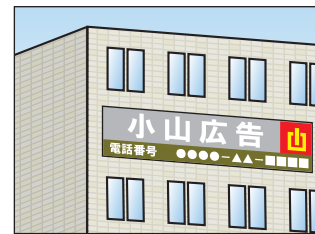
色数を多用し、かつ、色彩も明  
度が高く、彩度も高い



色数：3色

色彩：■ ■ ■

図の色数が3色で、かつ、外  
壁と同調させた例



色数：2色

色彩：■ ■

色数は2色とし、かつ、地色が  
低彩度、低明度で、文字色を  
白色にした例

### 形態

奇抜なデザインは避け、周辺の景観に配慮したデザインにしましょう。



奇抜なデザインは避けましょう



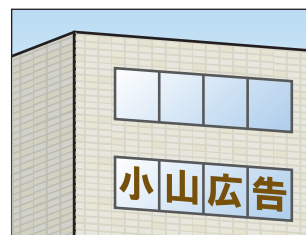
シンプルな形態にした例

### その他

窓面広告の掲出は避け、掲出する場合は切り文字などを用いましょう。



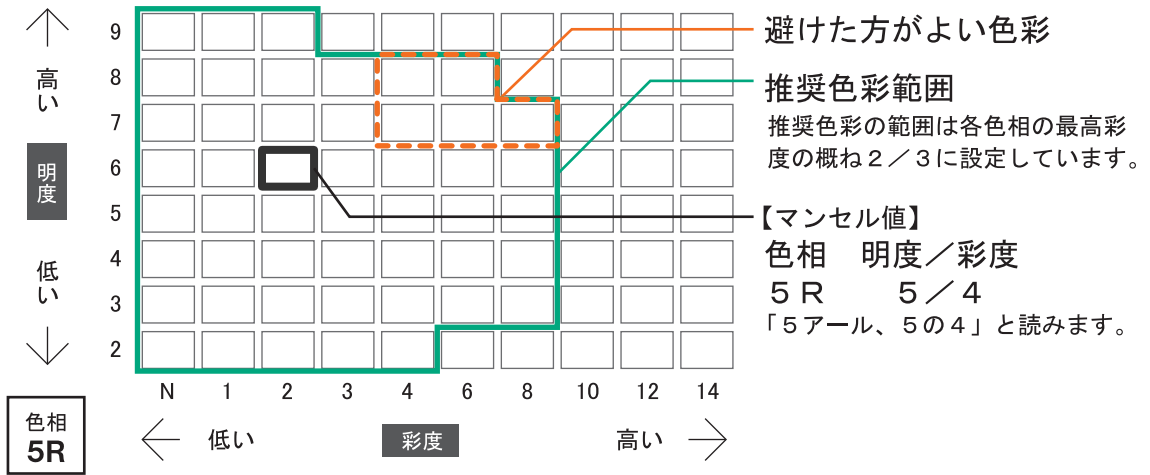
窓面広告の掲出は避けましょう



切り文字を用いた窓面広告の例

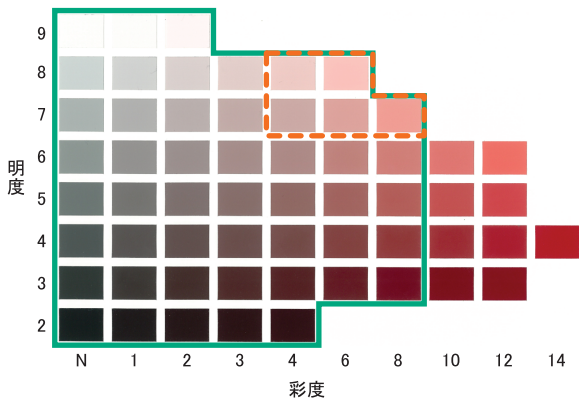
# 屋外広告物推奨色

## ■推奨色とマンセル値の見方



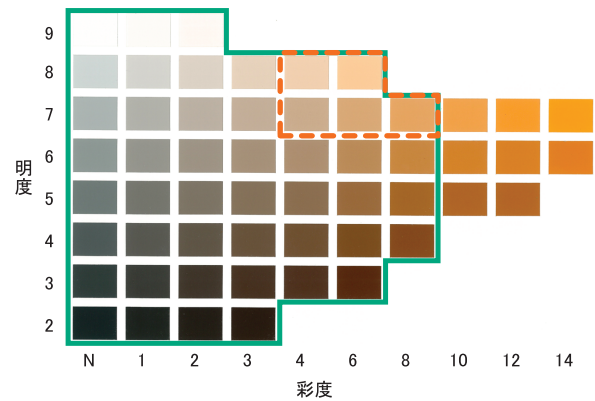
色相:5R

彩度8以下



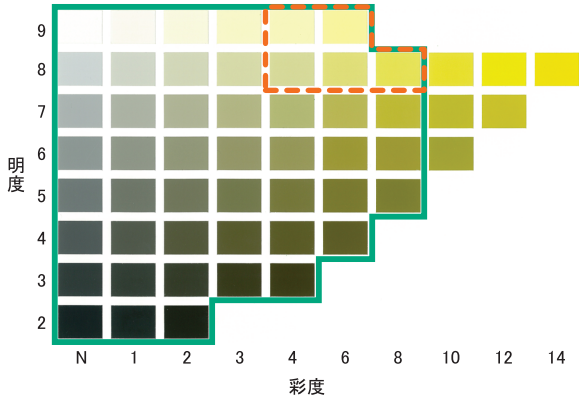
色相:5YR

彩度8以下



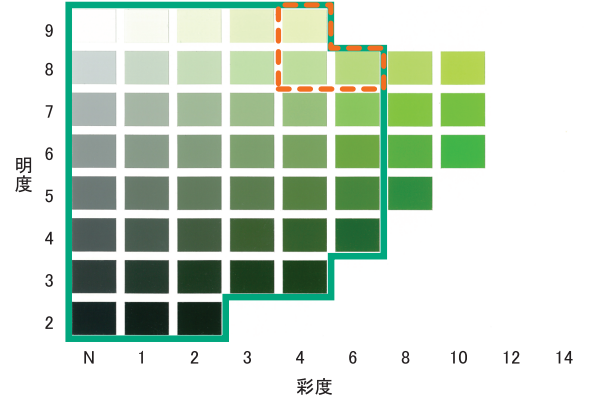
色相:5Y

彩度8以下

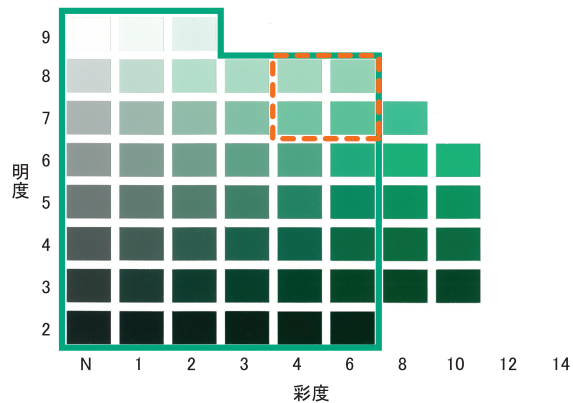


色相:5GY

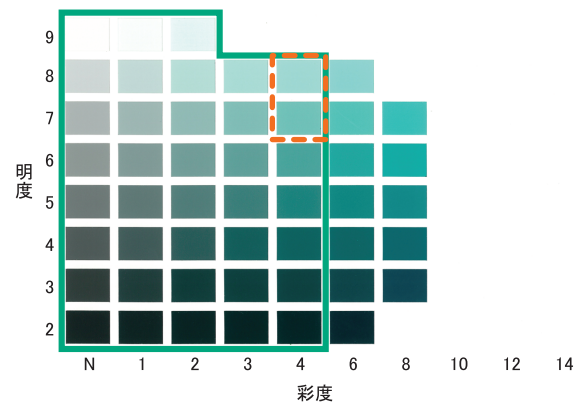
彩度6以下



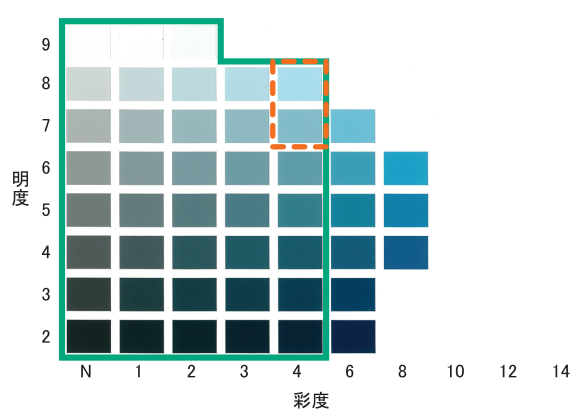
色相:5G 彩度6以下



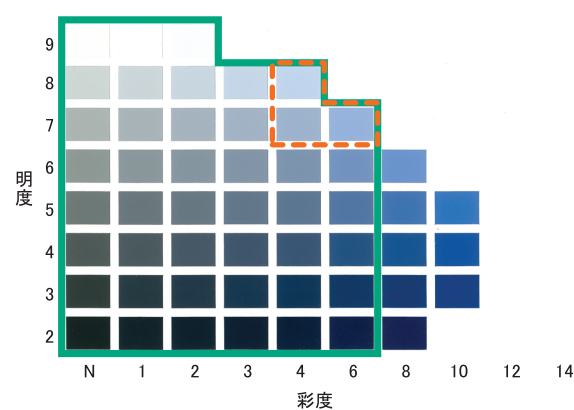
色相:5BG 彩度4以下



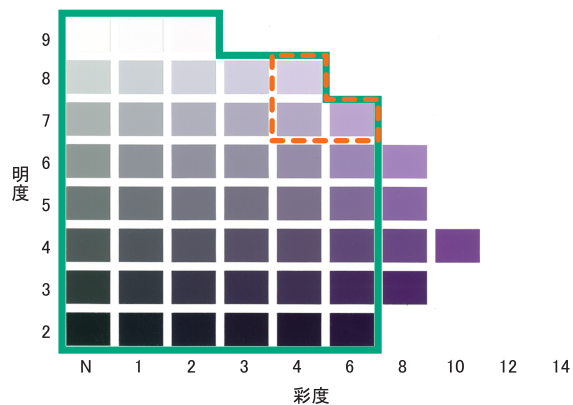
色相:5B 彩度4以下



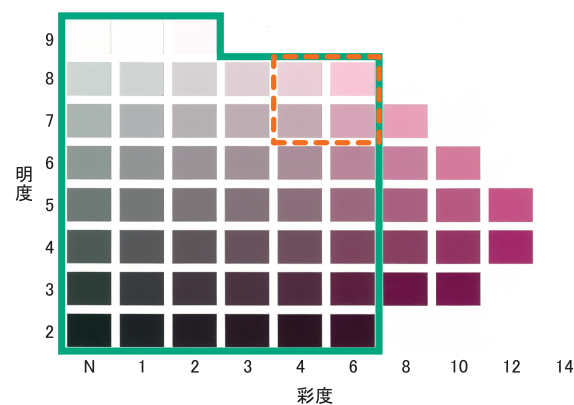
色相:5PB 彩度6以下



色相:5P 彩度6以下



色相:5RP 彩度6以下



※この色相表は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。



■平成21年6月

■問い合わせ

小山市役所 都市計画課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1-1-1

0285-22-9209